

日本女子大學校設立之趣旨

## 日本女子大學校設立之趣旨

明治二十七八年の役は端なく日本帝國をして世界強國の一たるの實を顯はさしめたりと雖も是れ單に日本帝國が世界の舞臺に登りてそが使命を演ぜるの序幕たるに過ぎざるのみ此の美麗なる山河と高潔なる歴史とを有する帝國がその任務を完ふするの前途尙ほ遼遠にして遂行すべき事業打破すべき障碍尠しとせざれども上

聖天子戦後の國家經營問題として國防殖産及び教育の三大事業に大御心を碎かせ給ひ億兆下之に和して鞠窮勉勵維れ日も足らざるの觀あり普通教育に於てもその影響する所頓に活氣を添へ來りしと雖も獨り女子教育に至りては之れが發達普及の策を講じ以て上

聖天子の大御心を奉戴し下國民の開發進暢を謀る者寥乎として  
聞ゆるなきは抑も女子の教育するに足らざるが爲め乎將た女子  
教育の結果目前に顯然たらざるによりその必要を認知せざるが  
爲め乎兎にも角にも是れ寔に聖世の一大恨事にあらばや夫れ女  
子は國民の一半を組織する者にしてそが隱約の間に社會に及す  
影響たるや豫想外に深且大かりされば女子教育の振否は邦家汗  
隆の由て岐るゝ所なればりとはりしあるにふり是れ吾人が敢て世上の志士仁人に  
訴へ茲に大阪の地を卜し日本女子大學校なるものを設立し以て  
國運振張の一助に供し一は以てたふすのたふすのたふすのたふすの國恩の萬分を報じ一は以て一  
般女子教育の刺戟劑たらしめんと欲する所以なり吾人豈に徒に  
蛇足を女子教育界に加ふる者からんや聊か吾人の確信する所の  
教育上の主義方針及び方法を實地に應用して以て日本女子教育

の發達を促がし邦家の進運を助けんとするの衷情切なるが爲めのみ請ふ此の主義方針及び方法等の大畧を陳述し吾人の赤心の存する所を吐露するを得せしめ給はんことを

## 一 主義方針

吾人が執る所の教育上の主義方針たるや第一に

女子を人として第二に婦人として第三に國民として教育するに在り熟々世上の女子教育法なる者を見るに往々女子を器械視し若くは藝人視し隨て目前實用の知識藝能を授け更に人たるの教育に注意せざるものゝ如し吾人は信ぜ此の人たるの教育は啻に普通教育の主眼たるのみならず専門教育に於ても亦最も注目すべき要點なりと抑も人たるの教育とは心身の能力を開展せしめ圓滿完備の人と爲し器械にも非ざ又藝人にも非ざ高尚有爲の人と爲し如何なる境遇に處し如何なる職業に従ふも人として必

欠くべからざる資質を養ひ脩めしむるを云ふ是れ女子教育上必須の要素なりと雖も未だ其至れる者と云す可らざる心身の構造及び社會の組織上よりして女子には女子の盡すべき自然の天職あるものありその主要なるものは即ち賢母良妻たるにあり而して此の賢母良妻たるは決して容易の事にあらざるなり試に日本將來の賢母良妻たる者の資格とすべきものを擧げれば高尚の女徳鋭敏の智力強健の身體及び相應の藝能を備ふべき是れなり吾人は此の方針に向て殊に力を用ふる所あらんことを期す斯の如く女子に人たるの教育と女子たるの教育とを授けらば女子教育は完成せるもの、如き觀あるも決して然らざれば女子も亦國家の臣民なり宜しく國民たるの觀念を與へ明晰なる國家的意識を懷かしめ英米佛獨の女子に非ざして日本婦人としての特性を備へ

しめ且つ國民たるの資格を授け一旦緩急ありて義勇公に奉し遠く外征するの場合若くは萬里異郷に出て、商戰場裡に馳驅するに際し良人をして顧慮の念をからしめ良人の代理としてよく家政を齊へ得るの技倆を與へざるべからば是れ吾人が執る所の女子教育上の主義方針の大体たるに過ぎざと雖も亦以て吾人の微意の存する所を表するに足らん歟

## 一 學校の組織程度及び教育法

吾人が創設せんと欲す

る日本女子大學校の組織は大畧左の如くせんと欲す  
て七女子印  
の方針は須臾の要をこまらざるを以て

# 日本女子大學校

本  
校  
大  
學  
部

附  
屬

幼稚園

三  
三  
三

六

小  
學  
校

尋常科 修業年限四年  
高等科 修業年限三年

高  
等  
女  
子  
大  
學  
校

必修科 同四年  
選修科

教  
育  
科

五  
三  
三

文  
學  
科

五  
三  
三

家  
政  
科

五  
三  
三

體  
育  
科

五  
三  
三

商  
業  
科

五  
三  
三

理  
學  
科

五  
三  
三

音  
樂  
科

五  
三  
三

美  
術  
科

五  
三  
三

送  
子  
科

一  
小  
女  
科

修業年限各三年

但し大學部の各科は順次必  
要なるものよ、着手するも  
のとす

工  
藝  
科

本表の明示する如く吾人の一大主眼とする所は下幼稚園より上  
大學部に至る迄首尾の系統整頓せる教育制度を一校内に設け吾  
人が執る所の特殊の教育主義及び方法を實施し之を以て日本女  
子教育界の中心點たらしめんとするに在り而して吾人が大學部  
を創設するや徒に帝國大學に頡抗せんとするが如き淺慮に出で  
たる妄策を企つるに非ざるなり吾人は自ら固く信じ深く考ふる  
所より因るなり熟々本邦女教の現状を見渡すに初等教育は云ふも  
更なり中等教育に於ては近時稍々進運の兆ありと雖も遺憾少し  
とせど高等教育に至ては殆ど絶無とも云ふべく只女子高等師範  
學校の一あるのみ日本の女子教育は此の程度にて十分なるべき  
乎日本の女子は此程度以上に發達進歩するの餘力はなき乎資格  
はなき乎此の程度以上に教育するは無用の長物なる乎有害の僻



事ある乎國民の一半たる男子は日に月に高等教育に進むも其が  
伴侶たるべき女子は唯彈琴煎茶の道を知るのみにして家庭教育  
の法に暗く男子の事業に同情を表するを得ざ國家の進運に社會  
の改良に一臂の勞をだに盡すこと能はざるも國家は之れが爲め  
に損する所なき乎社會は之れが爲に不利を感ぜざる乎吾人は信  
ぜ本邦女子の體力及び腦力は現行教育制度以上に教育せらるゝ  
の資格餘裕ある者にして邦家の前途は亦實に高等教育ある女子  
を要するの切なることを然るに反對論者あり高等教育の女子に  
有害無益あるを辨ぜるも是れ未決の問題たるのみからん之れが  
反證の幾分は既に北米女子大學教育の成績に於て見るを得べき  
が如く女子の體力腦力及び徳性は高等教育に依て害せらるゝも  
のに非ざして却て増進發達せしむるを得べきものたるを唯大

に戒心すべきは急激なる變更を教育制度上加へ若くは過度の高等教育を施すに在りされば吾人は大學部を創設するも徧に本邦現時の女子の體力及び腦力に適合するの課程を編み順次漸進するの策を取り妄進の弊を避け以て暫に現時の日本女子に適合するの教育を施すのみならず吾人は本邦の國體國情に適應する教育を授けんと欲す彼の歐米直譯流の女子教育は吾人の切に禁忌する所なり加之吾人は高等教育を授くると同時に滿腔の精神を注ひて體育の事を顧み智育をして健康を害するの途を杜絶せんとを期す而して體育の目的を達するの方便として普通教育中に於て生理衛生看病等の一般を授け女生をして身自ら奮て自己の體育に注意し健康を養ふに至らしめんと欲す又知育體育は勿論技藝の教育に於ても吾人は個人の特性に應じて適切なる教育

を授けん事を期す前表中に示せる如く高等女學校の課目を必修と選修とに兩分したるも是れ此の主義の適用の一たるのみ徳育に至りては云ふにや及ぶ國情國體に従ひ武士風家庭の精英を標的と爲し採るべきの長は之を外邦にも求め日本の女徳をして萬國の師表たらしめ日本の家庭をして世界の模範たらしめんとの一抱負を懷ひて銳意之に従事し殊に寄宿舍は數多の別戸寄宿舍を設け長幼相混し舍監を母と爲し長者は姉と爲り幼者は妹と爲り以て一家族の生活を營み寄宿舍を一族親類と爲し歡樂悲哀を共にし裝飾器具洒掃應對等凡て善良なる家庭に倣ひ各自順番に炊事をとり以て女生徒をして開發的に女徳を修めしめんことを期す

論者は云へり女子高等教育は無用なるに非ざるも今は尙ほ其時

に非ざ先づ初等女子教育を普及せしめ而る後徐々之に着手すべ  
きのみと然り論者の言の如く初等女子教育普及して然る後高等  
女子教育に移るは正當の順序にして又望ましきことなれども初  
等女子教育の普及たるや必ざしも初等女子教育のみに着眼した  
ればとて進歩するものに非ざるなり初等教育に力を盡すと同時  
に高等教育にも力を盡し上下兩端より着手して相呼應する時は  
初等女子教育の普及は思はざるの間に**此**括目して視るべきの進歩  
を呈せんこと必せり現に北米合衆國に於ては高等女子教育が深  
大の影響を初等女子教育に及ぼしその普及と發達とを助けたる  
は誣ゆべらざるの事實なりとす吾人豈に初等女子教育を輕視  
する者ならんや之に反して吾人は高等女子教育をもてそが普及  
と發達との刺戟劑たらしめんと欲するなり

## 一 教職員

吾人は教職員を選定するに當り殊に人物の點に重きを置かんことを期す又教員には男女を併用せざるに非ざらざる可成的女子を採用せん事を欲す男子を教員とするの場合には室家ある者を選び家庭の齊はざるの疑ひある者若くは青年の男子は之を聘せざ殊に舍監には有徳の婦人を聘してその監督に任じ又場合に依ては教員として一家族共に寄宿舎内に住居せしめ舍監を補佐して生徒の管理に助力し以て寄宿舎の感化をして有功善良からしめんと欲す

## 一 一般學制との關係

吾人が本校を設立するの趣旨たるや嘗に其の恩澤を高等女子教育に及ぼさん爲めのみに非ざ日本女子教育及び一般の普通教育をして普及發達せしめんとするにあれば其主旨を貫達せんが爲めに本校大學部に於ては官公立

師範學校若くは高等女學校等の教員たり得べきものを養成するを以て一の任務とせざるべからざる實に教員の欠乏は天下の訴ふる所にして特に女教員の養成に至りては尤も急要を感じたる所なり官公立の學校に在りては種々の關係する所ありて俄に此急需を充するに至るとを望むべからざる本校に在て此等の計畫を立つるは蓋し官公立學校に於て缺くる所のものを補充して聊か邦家に盡くす所あらんとするに在るなり

## 一 資本金

熟々從來の私立學校なるものを觀察するに多くは基本財産なるもの不足するが若くは絶無なるが爲め幸に一時の盛を呈するも一たび逆境に際會する時は衰退するの悲運を免れざる從て世人の信用を失するの止むを得ざるに至る者一二にして足らざるあり斯の如くんば何の面目ありてか復た寄附者に對せ

ん吾人は茲に大に鑒みる所あり一旦設立せし以上は如何なる暴風怒濤の襲ふ所とあるも依然として兀立する巖牆の上に築き建てんが爲め茲に基本財産金參拾萬圓以上を募集し大凡拾萬圓をもて創立費に供し其の殘額を基本財産と爲しそれが利足をもて本校の維持に備へんと欲し寄附金拾萬圓以上に達せざる間は決して設立に着手せざるべし而して之が設立に着手する迄は凡て之を確實なる銀行に供托して保管せしめんとす

本校基礎の鞏固を得んが爲に収集したる寄附金は新民法の實施と共に法人設立の手續を了し法律保護の下に安固を得んとを期す

## 一 評議員

本校財産の管理校長教授の任免等は評議員なるものを設け其の決議によりて之を處理せんと欲す又評議員の資格

權限寄附者の特權等其他凡て本校に關する通則の類は發起人及  
賛助員會の議決に依て之を規定すべし  
吾人が日本女子大學校を設立するの趣旨方法大畧前述の如し冀  
くは世の志士仁人吾人微衷の存する所を諒察せられ奮つて贊翼  
の榮を賜はらんことを頓首敬白

政府との關係